

第8号議案

供給計画の送付等に関する時期変更について

(案)

供給計画の経済産業大臣への送付、需給バランス評価の公表及び需給関連情報（年間計画）の公表については毎年3月31日までに行うことを業務規程で規定している。経済産業省令第19号（平成28年3月11日）により、本機関が平成28年度供給計画を取りまとめる時期について6月30日となることから、業務規程第106条に基づき、今年度に限り当該業務の時期を暫定的に変更し、別紙により公表することとする。

- 1 供給計画の経済産業大臣への送付（業務規程第26条第2項）
（変更前） 平成28年3月31日
（変更後） 平成28年6月30日
- 2 需給バランス評価の公表（業務規程第26条第3項）
（変更前） 平成28年3月31日
（変更後） 平成28年6月30日
- 3 需給関連情報（年間計画）の公表（業務規程第92条別表11-1）
（変更前） 平成28年3月31日
（変更後） 平成28年6月30日

以 上

【添付資料】

別紙：供給計画の送付等に関する時期変更について（公表文案）

(参 考)

- 1 供給計画の経済産業大臣への送付について（業務規程第26条第2項 抜粋）
第26条（供給計画の取りまとめ・公表）
 - 2 本機関は、前項の検討結果を踏まえ、経済産業省令で定めるところにより、前項において取りまとめた供給計画に意見があるときは当該意見を付して、毎年3月末までに、経済産業大臣に送付する。
- 2 需給バランス評価の公表について（業務規程第26条第3項 抜粋）
第26条（供給計画の取りまとめ・公表）
 - 3 本機関は、毎年3月末までに、第1項において取りまとめた供給計画のうち全国及び供給区域ごとの需給及び流通設備に関する計画並びに同項第2号に基づく需給バランス評価の結果を公表する。
- 3 需給関連情報の公表時期について（業務規程第92条別表11-1 抜粋）
別表11-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(b)需給関連情報（全国の需給予想） ・ 全国の需要電力 年間：第1～2年度の各月の最大時需要電力 翌月～翌日（略） ・ 全国の最大需要電力に対する全国の供給電力 年間：第1～2年度の各月の供給電力 翌月～翌日（略）	年間：毎年3月31日 翌月～翌日（略）

4 経済産業省令第十九号
附則

(経過措置)

第三条 推進機関は、平成二十八年六月三十日までに、平成二十八年度の供給計画に係る法第二十九条第二項の規定による送付を行わなければならない。

供給計画の送付等に関する時期変更について

本機関は、業務規程により、供給計画の経済産業大臣への送付、需給バランス評価の公表及び需給関連情報（年間計画）の公表を毎年3月31日に実施することとなっております。今回、経済産業省令第19号（平成28年3月11日）により、本機関が供給計画を取りまとめる時期について6月30日となることから、業務規程第106条に基づき、今年度に限り当該業務の実施時期を以下のとおり暫定的に変更いたします。

- 1 供給計画の経済産業大臣への送付（業務規程第26条第2項）
（変更前） 平成28年3月31日
（変更後） 平成28年6月30日
- 2 需給バランス評価の公表（業務規程第26条第3項）
（変更前） 平成28年3月31日
（変更後） 平成28年6月30日
- 3 需給関連情報（年間計画）の公表（業務規程第92条別表11-1）
（変更前） 平成28年3月31日
（変更後） 平成28年6月30日

以上